

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援助又は協力の内容及び内容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モザンビーク	ナカラ回廊送電網強化計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との交換公文	ナカラ回廊送電網強化計画の生産物及び役務の購入	2,012,000千円 H31.7.31まで	H27.4.2 マプトで (同日)	日本側 水谷章在モザンビーク大使 モザンビーク側 イ・フルーケ・モントライネ外務協力副大臣	H27.4.15 135号
モザンビーク	ナカラ市医療従事者養成学校建設設計画のための贈与に関する日本国政府との交換公文	ナカラ市医療従事者養成学校建設設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,121,000千円 H32.1.31まで	H27.10.12 マプトで (同日)	日本側 水谷章在モザンビーク大使 モザンビーク側 イ・フルーケ・モントライネ外務協力副大臣	H27.10.28 376号

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	修正の内容	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モザンビーク	マプト市医療従事者養成学校建設設計画のための贈与に関する平成二十六年六月六日付けの取極の修正に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との交換公文	贈与の限度額を「2,071,000千円」に改める。	H27.7.7 マプトで (同日)	日本側 水谷章在モザンビーク大使 モザンビーク側 イ・フルーケ・モントライネ外務協力副大臣	H27.7.17 258号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。